

草加市消防団員用防火衣一式 仕様書

草加八潮消防組合

第1章 総則

1 目的

この仕様書は、草加八潮消防組合（以下「組合」という。）が購入する草加市消防団員用防火衣一式について必要な事項を定める。

防火衣一式とは、防火衣、防火衣用ベルト、防火長靴、防火帽及びしころから構成されるものとする。

2 納入期限

令和9年3月12日

3 納入場所

草加市神明二丁目2番2号

草加八潮消防組合 草加消防署管理課

4 支払方法

業務完了払

5 数量

70セット

6 参考例示品

品名	メーカー名	品番	備考
防火衣	株式会社赤尾	エミユファイター®防火衣 ファイヤーライト FV 型	コート型 背名入れ ネイビー／オレンジ
防火衣用ベルト	株式会社赤尾	TFV ベルト	
防火長靴	株式会社赤尾	T0 型シルバー（カバー付き）	
防火帽	株式会社赤尾	NE0-TS 型	黒ガンメタリック 左右名入れ
しころ	株式会社赤尾	TS 型	防火衣と同生地

上記参考例示品以上で積算する場合は、入札前に組合担当者にカタログ等を提示して説明を行い、同等品規格確認票に確認印を得た上で入札に臨むこと。

7 検収

- (1) 納入時、組合担当者、受注者双方立ち会いのもと、納入場所にて検収を行うこと。
- (2) 納入時において仕様書及び組合担当者が指示したとおりでない場合、受注者は速やかに仕様書及び組合担当者の指示を満たすために必要な措置を無償で講じること。

8 その他

- (1) この仕様書の細部について疑義が生じた場合は、組合担当者と協議して指示を受けるものとする。
- (2) 受注者は、納入日程等の詳細について、組合担当者と協議の上決定すること。
- (3) 納入等に必要経費は、受注者負担とする。
- (4) 業務完了後、速やかに納品書又は業務完了報告書を提出すること。
- (5) 業務上知り得た事項を漏らしてはならない。
- (6) 不当要求等に関し、次の事項を遵守すること。

ア 受注者及び受注者の下請業者が、不当要求行為を受けた場合又は不当要求行為による被害を受けた場合若しくは被害が発生するおそれがある場合は、組合管理者に報告するとともに、所轄の警察に通報すること。

イ 受注者は、組合及び所轄の警察署と協力し、不当要求行為の排除対策を講じること。

9 問い合わせ先

草加八潮消防組合 草加消防署管理課 渡邊
電話 048-924-2116（直通）

第2章 防火衣仕様書

1 概要

防火衣は外衣と中衣の多層構造とし、特殊立体デザインのコートタイプとする。

また、単体若しくは下衣との組み合わせにより ISO 11613 に準拠した性能以上を有するものとする。

2 形状

別図のとおりとする。

なお、詳細については別途協議するものとする。

3 使用材料

(1) 外衣生地

素材はメタ系アラミド及びパラ系アラミドとし、色相はネイビー及びオレンジとする。参考例示品に使用される生地の規格を満たし、撥水加工、撥油加工及び帯電防止加工を施すこと。

(2) 中衣生地

素材はアラミド混生地に PTFE 透湿防水膜をラミネートしたものとし、参考例示品に使用される生地の規格を満たすこと。

4 縫製等

(1) 一般

ア 各部の縫い合せは良好であること。

イ 縫い飛び、縫い外れの無いこと。

ウ 糸調子は優良で縫い曲がりのないこと。

エ 縫い飾り、地縫いの目数は 2.5 cm 間に 8 針以上とする。

オ 縫い代は約 1 cm とし、縫い始めと縫い終わりは返し針をし、ポケット及びベルト通しはかんぬき止めをすること。

(2) 身頃

ア 左前身頃に幅 11 cm の前立付きとし、前立内側に面ファスナー及び金属ファスナーを縫い付ける。前額下部に水抜きのための穴かがりを設ける。

イ 前身頃のハギ協合わせはオーバーロックの上地縫いし、片倒し飾り縫いとする。

ウ 右前身頃に面ファスナー及び金属ファスナーを縫い付ける。

- エ 左右前身・後身に縦ストライプ配色を施す。
- オ 裾後身頃はセンターベント付きとする。
- カ 左前身にマイクフックを取り付ける。
- キ 裾折り返し部は 3 ツ折りとし、中衣止面ファスナーを左右各 2 ヶ所縫い付ける。
- ク 前身頃胸部・後身頃背中・裾に反射布を縫い付ける。
- ケ 背に「草加市消防団」と文字を表示すること。

(3) 襟

- ア 表及び裏に表地共布を用いた一枚襟とし、芯地を入れ、地縫いの上飾り縫いとする。
- イ 襟幅は中央部で約 11 cmとする。
- ウ 襟付けは防水構造を用いた縫製とする
- エ 襟の前部にはストラップが取り付けられていること。
- オ 襟表中央に襟吊りとサイズマークを付ける。

(4) 袖

- ア 前身頃にセットインスリーブ、後身頃にラグランスリーブを用いた、立体設計とする。
- イ 袖は縦ストライプを用いた配色を施す。
- ウ 袖口にはアラミド素材のジャージと浸水防止用透湿防水層を縫い付ける。
- エ 袖口より約 1 cm上に反射布を縫い付ける。

(5) ポケット

- ア 胸ポケットはタテ約 14 cm、ヨコ約 8 cmの三方風巾ポケットとし、雨蓋付きとする。
- イ 脇ポケット上部は約 5 cmの傾斜を付けた斜めポケット、形状は二方風巾ポケットとし左右に縫い付け、配色生地を袋に用いた雨蓋付きとする。
- ウ 雨蓋は面ファスナーを付け、地縫いの上飾り縫いとする。
- エ ポケット下部に水抜き穴を設ける。

(6) ベルト通し

- ア ベルト通しは前身頃・脇身頃と後身腰部中央の 5 ヶ所に縫い付ける。
- イ 各ベルト通し上下部に閉止めを施す。

(7) 肩当て

- インナー肩部にフェルトを挟み込む。

(8) 片布

左前身頃見返し部に片布を取り付ける。

(9) 中衣

ア 中衣は見返し、袖口にて外衣と縫い合わせる。

イ 裾はフラシ仕様とし折り返し幅は約 10 cmとする。

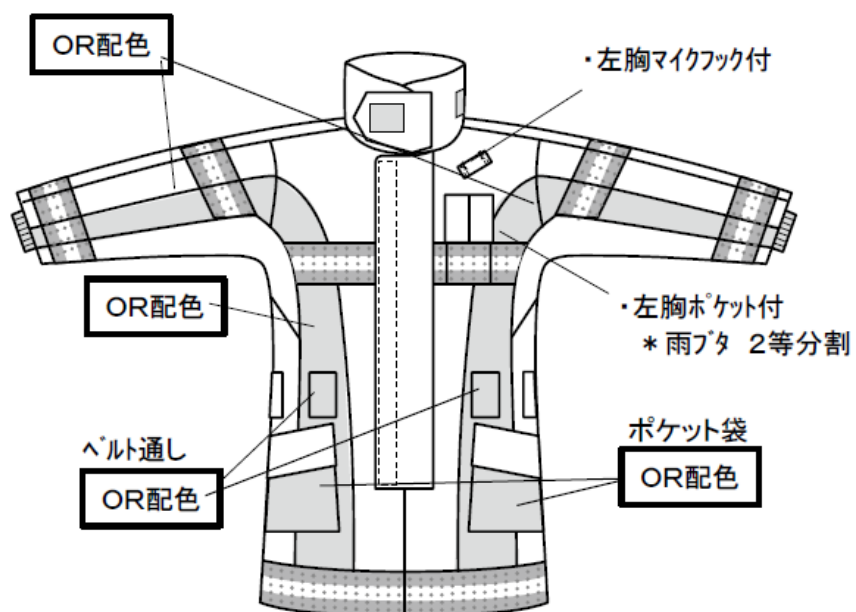
ウ 裾折り返しはシームテープにて目止めを施す。

5 寸法表

(単位：cm)

サイズ	着丈	衿丈	胸囲	裾回
S	85	79	116	128
M	90	82	120	132
L	95	85	124	136
LL	100	88	130	142
LLL	105	91	136	148
4L	108	93	142	154
5L	111	95	148	160

別図



第3章 防火衣用ベルト仕様書

1 概要

防火衣用ベルトは、組合指定の防火衣に適合する形状とし、バックル部はワンタッチ式とする。

また、バックル部中央に消防団マークを表示すること。

2 色相 ネイビー

3 寸法

(単位：mm)

種類	長さ	幅
標準	1,000	50
長尺	1,200	50

第4章 防火長靴仕様書

1 概要

防火長靴は、踏抜き防止板を有するカバー付き長靴（シルバー）とする。
また、吊りバンドを付属とする。

2 使用材料

参考例示品に使用されるゴム、布、踏抜き防止板及び膝カバーの規格を満たすこと。

3 品質

本品は形状が均整で、次の各項に適用するものでなければならない。

- (1) 底、ヒール、胴、甲その他貼り合わせ部分又は貼り付け部分の密着が良好で、ゴム離れ、ゴム浮きなどの欠点がないこと。
- (2) 吊り込みが完全であること。
- (3) ゴムの表面に、硫黄が析出していないこと。
- (4) 使用上有害な傷、亀裂、巣、気泡、異物混入その他これに類する欠点がないこと。
- (5) 目立って外観を損ずるような斑点、汚れ、模様の不鮮明その他の欠点がないこと。
- (6) 縫製部分は、縫い曲がり、縫い飛び、縫い外れがないこと。
- (7) 付属品の付け方が堅固であること。
- (8) その他、参考例示品が備える性能を有すること。

4 構造

- (1) 未加硫のゴム長靴は、全体に特殊塗装装置を用いて特殊銀色塗料を全面塗装し、加硫すること。
- (2) 長靴の各部は、各寸法の抜き型を用いて裁断し、一枚一枚肉眼で検査をし、外観上欠点のない材料を使用すること。
- (3) 各部寸法は参考例示品の規格とする。
- (4) 本底は、プレス加工により、耐久性及び摩擦力にすぐれたものとし、底意匠は、滑り防止のためのラジアル（吸盤付）型とすること。
- (5) 爪先の甲表の上部にローレット加工を施した、補強用先ゴムを貼り付けること。
- (6) 長靴前部にフロントマークを容易に剥離しないよう貼り付けること。
- (7) 踏抜き防止のための鋼板又はステンレス板を靴底部に入れること。
- (8) 膝カバーは正しく裁断したシートを腓腹部側で縫い合わせ、内側から幅 25mm の

防水用ジョイントテープを貼ること。

- (9) 筒状にした膝カバーを裏返して、縫い合わせ部と長靴本体の踵中心上部を合わせ、履口部より 20mm 下げて履口ゴムテープに沿って縫製し、履口ゴムテープの上部までラテックス系接着剤で接着し、幅 25mm の防水用内巻ゴムテープを貼り付けること。
- (10) 膝カバー筒口（履口部分）に股締めバンド用の平ゴムを力布で覆い押さえ収めること。
- (11) 小判型アイレットを外側上部月型部分に付け、吊りバンドを通すこと。
- (12) 吊りバンドは、自由に長さを調整し、固定できるものであること。

第5章 防火帽仕様書

1 概要

防火帽は、消防団員が安全に消火活動等を行うために求められる機能を有するものとする。

また、労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）第 42 条の規定に基づく保護帽の規格（昭和 50 年 9 月労働省告示第 66 号。以下「保護帽の規格」という。）に適合するものであること。

2 条件

十分な機能と強度を有し、傷、汚れその他外観を損なうような欠点がなく、十分に品質管理を行った材料を用い、仕上がりが優良な製品であること。

また、物体の飛来又は落下による危険及び墜落による危険から装着者の頭部を保護する構造及び性能を有し、頭部の動きによるぐらつきが少なく、装着中に不快感が少ないものであること。

3 構成

帽体、衝撃吸収ライナー、装着体、顔面保護板、あごひも等で構成するものであること。

4 使用材料

参考例示品に使用される帽体、衝撃吸収ライナー、あごひも、装着体及び顔面保護板の規格を満たすこと。

5 質量

帽体（装着体を含む。）は 850g 以下とする。

6 構造

- (1) 別図のとおりとする。
- (2) 帽体表面は、黒ガンメタリック色仕上げ、焼付塗装とし、容易に剥離しないものであること。
- (3) き章は、帽体前面中央部に強固に取り付けること。
- (4) 周章は、き章の中心部分にくるように貼り付けること。

- (5) 帽体後部中央に金属製メッキ半月型環の掛け金具を取り付けること。
- (6) ヘッドバンドは、着装時の頭部に適合するよう調節することができる構造であること。
- (7) 衝撃吸収ライナーは、帽体内面に装着してあること。
- (8) あごひもは、帽体又は着装体に固定し、リング式の調節金具によりサイズ調整ができるものとする。
- (9) 保護帽の規格に基づく表示札は、帽体内側に貼り付けること。
- (10) 消防団名表示は、帽体の両側面中央部に「草加市消防団」と標記すること。
また、周囲に 20mm 反射線を容易に剥離しないよう巻き付けること。
- (11) しころ取付板には、組合指定のしころが確実に取り付けられるものであること。
- (12) 顔面保護板は、帽体ひさし部より内部の視野の障害にならない位置に収納できるものであり、使用時に帽体内部前面から引き出せる構造であること。
顔面保護板下部に玉ぶちが一体成型されており、容易に引き出せる構造であること。
- (13) 詳細については、別途協議するものとする。

別図



第6章 しころ仕様書

1 概要

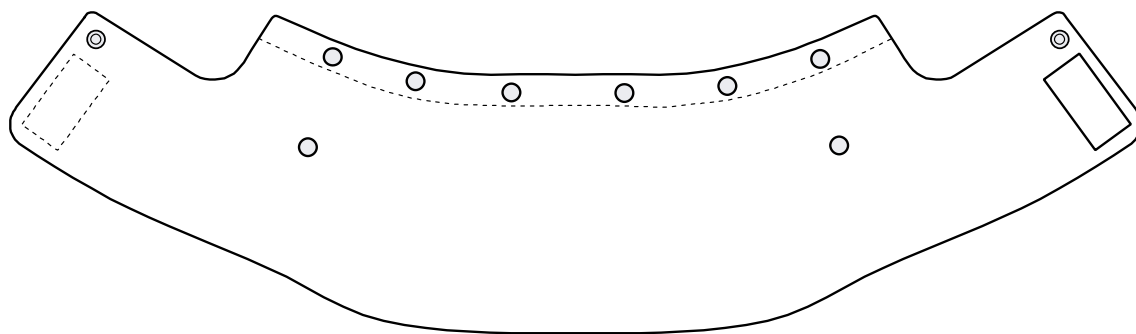
しころは、組合指定の防火帽に適合し、消防団員が安全に消火活動等を行うために求められる機能を有するものとする。

2 構造

- (1) 別図のとおりとする。
- (2) 1枚裁ちとし、傷、汚れ等の欠点のないものとする。
- (3) 防火衣外衣生地と中衣生地を重ね縫い合わせたものを使用し、高さは約 20 cm とする。
- (4) 裏面上部へりを、綿テープにより補強する。
- (5) 顔面を覆う折り返しを外衣生地で縫い付ける。
- (6) 片布を裏面に縫い付ける。

別図

(前)



(後)

